

大船渡地区津波復興拠点整備事業基本計画

目 次	
1. 大船渡地区津波復興拠点整備事業基本計画の目的	1
2. 大船渡地区津波復興拠点の整備方針.....	2
3. 行政施設基本計画概要	8
4. 商業業務施設基本計画	20
5. 事業手法とスケジュール	35

平成 26 年 3 月 31 日

大船渡市

1. 大船渡地区津波復興拠点整備事業基本計画の目的

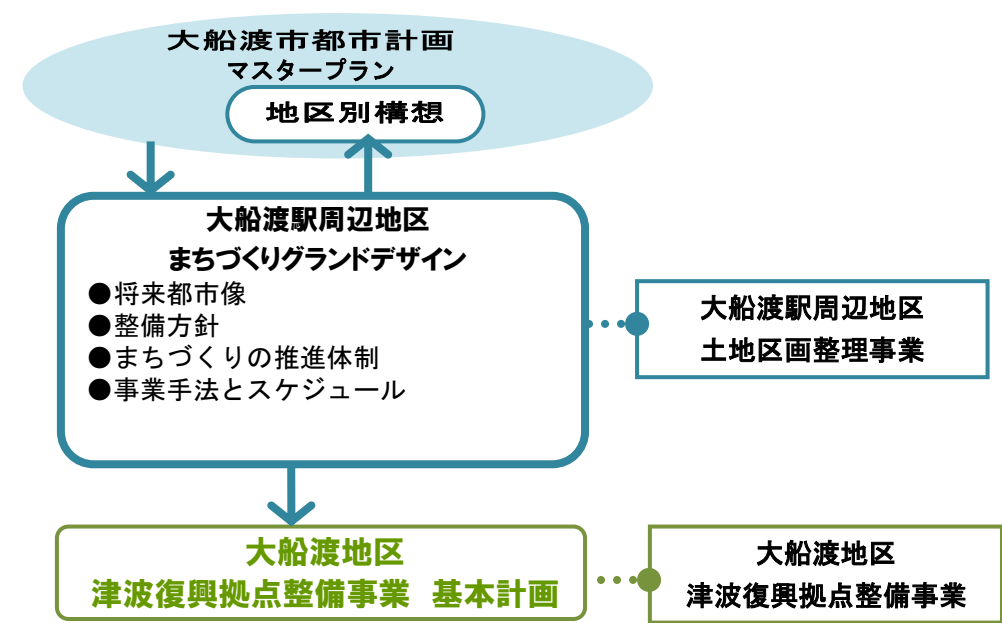
1) 基本計画の目的

- ・ 岩手県都市計画区域マスタープランにおいて、気仙地域（大船渡市、陸前高田市、住田町）の中心的な商業業務地として位置づけられた JR 大船渡駅を中心とした中心市街地（大船渡駅周辺地区）は、東日本大震災による津波で壊滅的な被害を受けました。
- ・ 大船渡市は、大船渡駅周辺地区を津波からの安全性が確保された中心地として復興するため、土地区画整理事業を活用したまちづくりを進めています。
- ・ 一方、土地区画整理事業では、建築物が再建できるようになるまでに、一定期間の期間を要するため、被災した店舗や事業所の早期再建のためには、土地区画整理事業に先駆けて再建が可能となる土地の創出と商業業務の集積をけん引する拠点の整備が必要となります。
- ・ そのため、市は、津波復興拠点整備事業（※1）を活用した一団地の津波防災拠点市街地形成施設（以下、津波復興拠点）を整備することとしました。
- ・ 本計画は、大船渡駅周辺地区のまちづくりの方針である「まちづくりグランドデザイン」（※2）をふまえ、災害時も都市機能を維持できる、安全で魅力ある津波復興拠点を整備することを目的とするものです。

※1 津波復興拠点整備事業とは

- ・ 津波復興拠点整備事業は、東日本大震災の津波により被災した地域における復興の拠点となる市街地（津波防災地域づくりに関する法律における「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」として都市計画決定されたものに限る。以下「津波復興拠点」という。）を緊急に整備するために支援を行う事業です。
- ・ 本事業は、津波で被災した地域の復興を先導する拠点を整備することが目的であることから、平成 27 年度までに着手した事業に限り適用するものとされています。

※2 大船渡地区津波復興拠点整備事業基本計画と大船渡駅周辺地区グランドデザインの関係

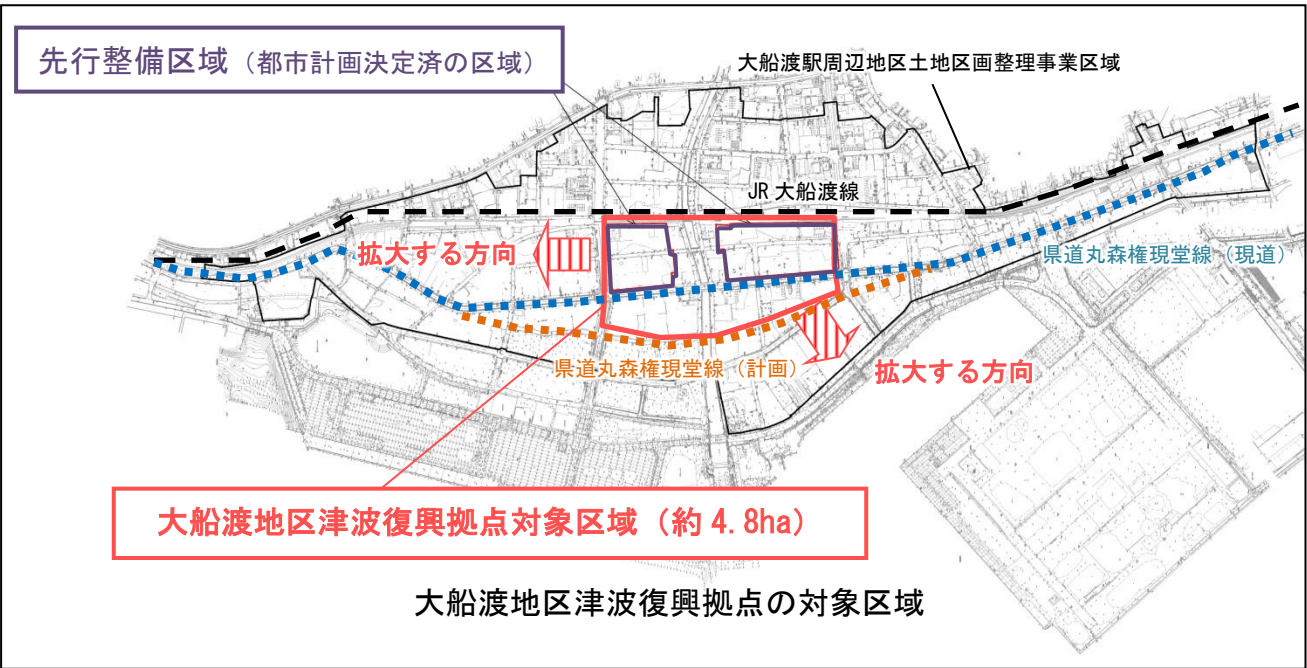


2) 大船渡地区津波復興拠点の対象区域

- ・ 本基本計画の対象区域は、須崎川を挟む約 4.8ha（須崎川及び沿川道路等約 0.6ha を含む）の区域として策定します。
- ・ その区域のうち、土地区画整理事業に先駆けて被災した事業所等が再建することのできる土地を確保する必要性から、先行整備区域（約 2.3ha）を定めて、平成 25 年 5 月に都市計画決定を行いました。

3) 区域の拡大と基本計画の見直しについて

- ・ 大船渡地区津波復興拠点の区域は、土地所有者の土地売却意向等に応じて拡大することとしています。
- ・ 現時点では、拡大する区域の面積や街区は定まっていないことから、本計画では津波復興拠点整備事業の基本的な整備方針を定めるとともに、基本となる 4.8ha の区域を対象として
- ・ +施設配置や構想イメージを示します。
- ・ 本計画は、拡大する区域が確定した時点で見直しを行い、津波復興拠点としての一体性を確保します。



＜先行整備区域の設定＞

- ・ 土地区画整理事業によって県道丸森権現堂線の位置が変更され、新たな県道の位置にかかる街区は、土地の買収のための分筆に時間を要することから、先行整備区域から除く。
- ・ 須崎川河川改修事業に係る土地は、先行整備区域から除く。
- ・ 県道丸森権現堂線（現位置）で接道する街区を設定。

2. 大船渡地区津波復興拠点の整備方針

1) 津波復興拠点整備の目的と構成

大船渡地区津波復興拠点整備の目的と施設構成を以下に示します。

(1) 津波復興拠点整備の目的

大船渡地区津波復興拠点整備の目的は以下のとおりです。

●**先行整備により商業・業務の復興と市全体の復興を「けん引」する**

- ・被災した中心市街地の商業業務の早期の本格的な「営業再開」
- ・交流人口を呼び込み賑わいを創出する「観光拠点」
- ・大船渡の玄関口としての「まちの顔」
- ・新たな雇用と交流の「創造」
- ・生活の利便性と楽しみの「提供」

●**災害時の都市機能を維持する「防災活動拠点」を整備する**

- ・再度の大津波によって浸水が想定される地域の「一時避難場所」
- ・災害時の都市機能を支えるライフライン機能の確保
- ・災害の教訓を伝え、防災力を高める「学びの場」

(2) 津波復興拠点の構成

大船渡地区津波復興拠点は、以下の施設で構成します。

●**津波防災拠点施設・津波復興拠点支援施設**

- ・津波災害の教訓を伝え、災害時の一時避難場所となる津波防災拠点施設を整備します。
- ・子育てや高齢者への支援活動や文化活動など、幅広い市民活動の拠点となる津波復興拠点支援施設を整備します。

●**公共施設**

- ・津波復興拠点区域内の各施設のアクセスや交通結節機能を確保する道路、交通広場等を整備します。
- ・市民の交流活動やイベントなどの多目的広場、親水広場を整備します。

●**商業業務施設**

- ・近隣居住者や市民の生活の利便性に寄与する近隣商業施設を整備します。
- ・交流人口の増加をもたらし、観光に寄与する商業施設を整備します。

2) 全体整備方針

大船渡地区の8つの整備方針と整備にあたっての基礎的事項を以下に掲げます。

大船渡地区津波復興拠点の全体整備方針
整備方針1 段階的な整備 ・土地区画整理事業の進捗に先駆けて被災した商店や事業所等の移転先を確保するため、先行整備区域を設定し、土地区画整理事業の進捗と整合を図りながら、段階的に整備します。
整備方針2 津波復興拠点としての一体性確保 ・都市施設としての一体性を確保するため、各街区を連絡する交通動線を整備します。
整備方針3 災害時の安全性の確保 ・幹線道路や鉄道など広域交通機能が確保されている場所に、浸水想定区域の一時避難場所となる津波防災拠点施設を整備します。 ・津波復興拠点区域内に円滑に避難できる避難経路を確保します。
整備方針4 生活支援機能の確保 ・生活支援機能の確保に向けて、商業業務施設を配置するとともに、子育て支援、高齢者支援などの活動を行う津波復興拠点支援施設を整備します。
整備方針5 観光・交流機能の確保 ・観光産業の振興や交流人口の拡大に向けて、宿泊施設や産直施設、イベントなど交流活動を行う広場や親水広場を整備します。
整備方針6 交通の利便性の確保 ・様々な交通手段に対応した訪れやすさを確保するため、JR 大船渡駅に隣接する交通広場を整備するとともに、駐車場を配置します。
整備方針7 景観核としての街並み形成 ・JR 大船渡線から海側市街地の景観づくりをリードする、海や川、山並みと調和した、個性ある「みなとまち」の街並みを整備します。
整備方針8 エリアマネジメントの導入 ・良好な維持管理・運営に向けて、まちを育てていくためのエリアマネジメントの仕組みを整備します。
整備にあたっての基礎的事項 ●ユニバーサルデザイン ●環境共生（低炭素・省エネルギー）

3) 土地利用方針

土地利用は、段階的な整備を前提に、先行整備区域内の方針と先行整備区域以外の方針、津波復興拠点としての一体性を確保するための方針を、区域を拡大する方向も含めて示します。

(1) 先行整備区域内の方針

●方針1:津波防災ゾーン(津波防災拠点施設・津波復興拠点支援施設)を大船渡駅周辺に配置

- ・津波防災拠点施設は、山側への避難の容易性、災害時の広域交通機能の確保、応急活動の容易性、平常時の利便性、津波防災拠点施設の整備完成までの時間の観点から、先行整備区域内の駅周辺に配置します。
- ・津波復興拠点支援施設は、地域における生活支援活動や交流活動を行う施設であることから、災害時に津波防災拠点施設を補完することができるよう、津波防災拠点施設に隣接して配置します。

●方針2:観光・交流ゾーン(宿泊施設・広場)を先行整備区域に配置

- ・土地区画整理事業で整備する県道丸森権現堂線の早期整備を進めるため、計画線にかかる宿泊施設の移転先を、先行整備区域内に配置します。
- ・まちの玄関口となるJR大船渡駅至近に交通結節機能や交流機能を有する広場を配置することで、観光客等の利便性の高い中心市街地を形成します。

●方針3:近隣商業ゾーン(商店街形成)を先行整備区域に配置

- ・須崎川南側の先行整備区域に、被災事業者や被災事業所の移転先となる土地を確保して、商店街を形成し早期再開を支援します。

(2) 先行整備区域以外の方針

●方針1:観光・交流ゾーン(観光・交流機能を強化する商業施設)を海側街区に拡大

- ・JR大船渡駅、宿泊施設、海や須崎川、公園等の資源と連携して観光・交流機能を強化する飲食店や産直施設などの商業施設を、須崎川から北側街区に配置します。

●方針2:近隣・広域商業ゾーン(近隣商業機能を強化する商業施設)を南側街区に配置

- ・先行整備区域に配置する商店街と一体となるように、近隣商業機能を有する店舗等を集積します。
- ・近隣商業機能の強化と中心市街地への集客効果を考慮し、被災した大型店舗群を南側街区に配置します。

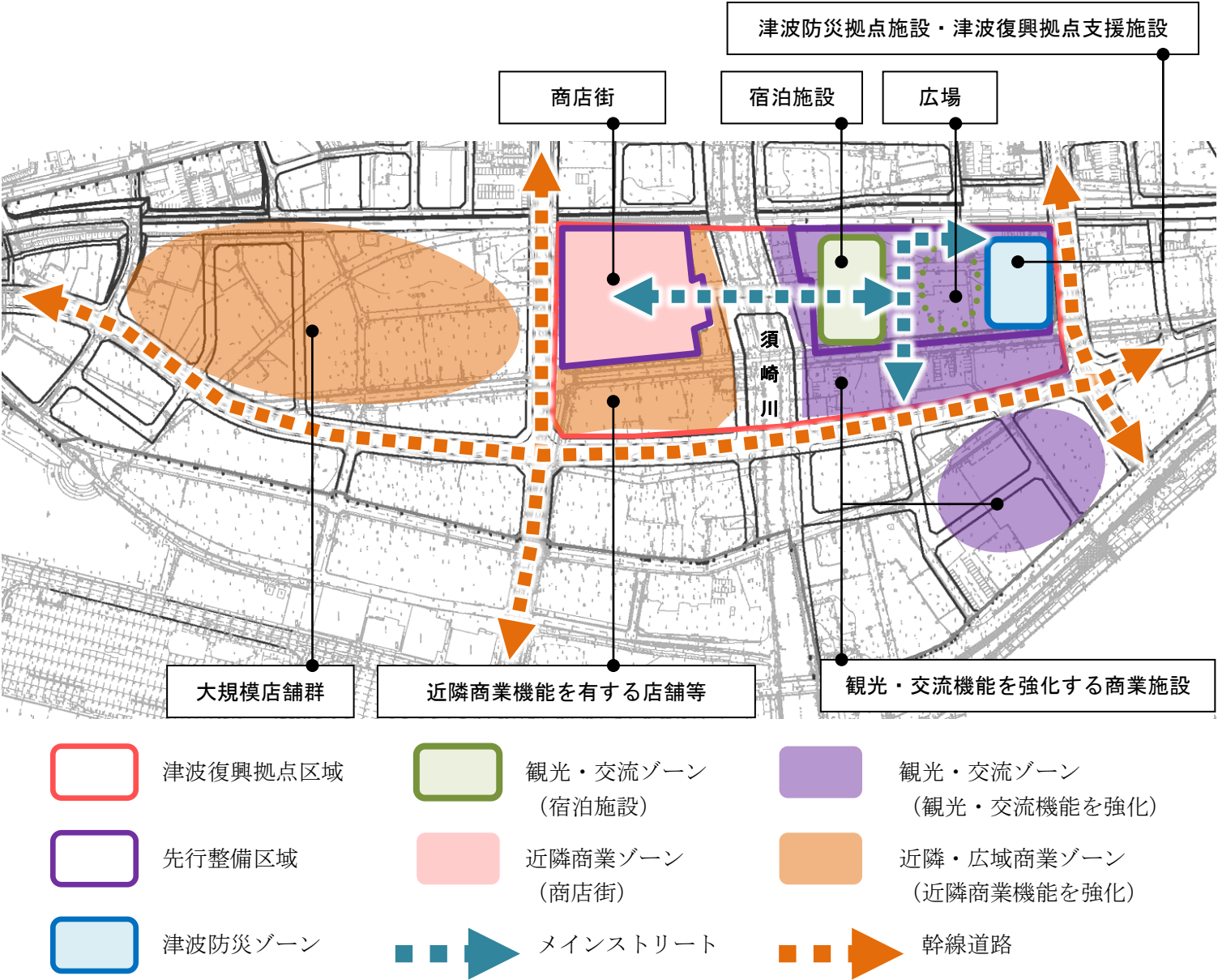
(3) 段階整備する街区の一体性確保

●方針1:メインストリートによる一体性確保

- ・須崎川の南北の街区の一体性を確保するため、メインストリートを整備します。

●方針2:幹線道路を活用した一体性確保

- ・段階的に整備する、特性の異なる街区を連絡し一体性を確保するため、土地区画整理事業で整備する幹線道路を活用します。



津波復興拠点の土地利用方針図

4) 公共施設整備方針(道路・広場)

道路と広場の整備方針を以下に示します。

(1) 道路の整備方針

●方針1:津波拠点区域への進入動線の整備

- ・ 利用者の利便性向上と進入動線等の確保を図るため、幹線道路から津波復興拠点区域に整備される各種施設へアクセスするための道路を整備します。

●方針2:交通広場の整備

- ・ 交通の利便性を高めるため、JR 大船渡駅と、路線バス、高速バス、タクシーなどの公共交通の結節点となる交通広場を整備します。

●方針3:津波復興拠点の一体性の確保

- ・ 津波復興拠点としての一体性を確保するため、須崎川の南北の街区を連絡する道路を整備します。

●方針4:山側からと海側からの歩行者の流れが自然に交わる歩行者動線の整備

- ・ 山側からの歩行者動線と海側からの歩行者動線を津波復興拠点区域内に呼び込むとともに、災害時には安全な山側へ避難しやすい避難経路となる歩行者ネットワークを整備します。

(2) 広場の整備方針

①広場に共通する整備方針

●方針1:「人と人をつなぐ、“交通”と“交流”の拠点」の形成

- ・ 人とまちを結ぶ交通結節点と、各街区の歩行者の回遊動線の基点となる広場を整備します。
- ・ まちの玄関口としてふさわしい、人が集まる魅力的な広場空間を整備します。

②交通広場の整備方針

●方針1:安全で快適な交通広場の形成

- ・ 快適で利便性の高い交通広場を整備します。
- ・ 交通空間と街の賑わい、人の往来が円滑に行える広場を整備します。
- ・ 観光客等を円滑に誘導する案内サイン等のサービス機能の充実を図ります。

③多目的広場の整備方針

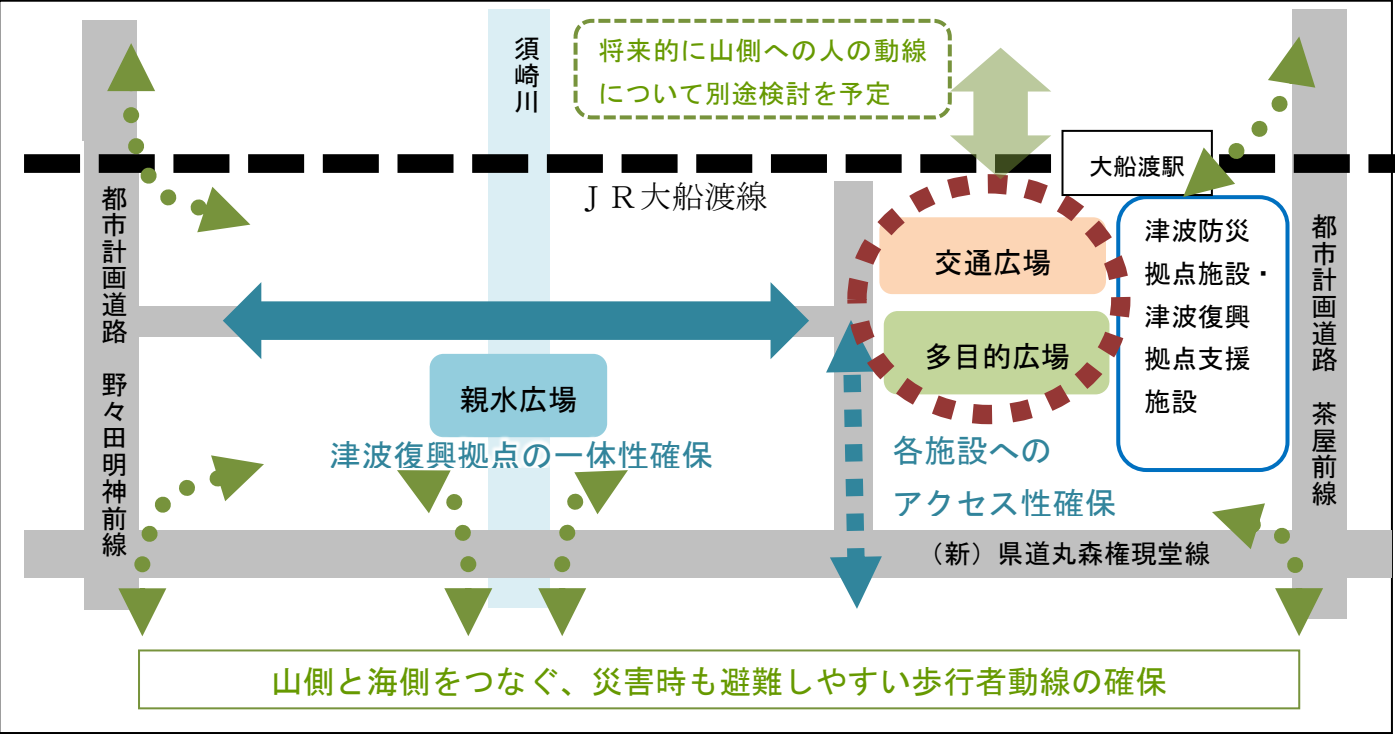
●方針1:大船渡市の玄関口としての多目的広場の形成

- ・ 新しい大船渡市の顔となる都市景観を形成する広場を整備します。
- ・ 人々の賑わいを創出する空間として活用できる広場を整備します。
- ・ 街の機能を結びつける交流拠点として活用できる広場を整備します。

④親水広場の整備方針

●方針1:潤い空間の形成

- ・ 水と緑の潤いを魅力として人を引き付ける、交流空間として活用できる広場を整備します。



道路、広場の配置方針の概念図

5) 津波防災拠点施設・津波復興拠点支援施設整備方針

津波防災拠点施設と津波復興拠点支援施設における整備方針を以下に示します。

- 方針1:災害の教訓を伝え、防災力を高める「学びの場」の整備
 - ・ 再度の大津波による被害を最小限にするための知識を習得できる「防災・減災学習機能」を整備します。
 - ・ 発災時にも落ち着いて正しく行動ができる「人材育成」ができる機能を整備します。
- 方針2:災害時の都市機能を維持する「防災活動拠点」の整備
 - ・ 津波による浸水が想定される地域で、逃げ遅れや災害時要援護者の命を守る「一時避難場所」としての機能を整備します。
- 方針3:安全・安心なまちをつくる「人のつながり・地域の結びつきの場」の整備
 - ・ 地域住民の生活の楽しみの場を「提供」する機能を整備します。
 - ・ まちの「賑わいを創出」する交流促進を図る機能を整備します。
 - ・ 明日の大船渡を創る「人材育成」を行う機能を整備します。

■津波に備える知識を広く知ってもらう施設と避難所の事例
「福良港津波防災ステーション」
(兵庫県南あわじ市)



■市民の誰もが気軽に立ち寄れる施設をコンセプトとした事例
「えびな市民活動センター交流館」
(神奈川県海老名市)



6) 商業業務施設整備方針

商業業務施設の整備方針を以下に示します。

- 方針1:様々な商品やサービスが提供されている、身近な商店街の形成
 - ・ 日常的な商品から買回り品まで様々な商品、サービス等が提供されている「身近な商業地」を形成します。
 - ・ 小売店や大規模店舗など大小様々な店舗が立ち並び、「おしゃれ」な店舗や飲食店などをめぐる楽しみが得られる商店街を形成します。
- 方針2:様々な交通手段で訪れることができる、利用しやすい確保
 - ・ 大船渡町内など近隣の住宅地から、歩いて行きたくなる快適な歩道空間に配慮します。
 - ・ バス、鉄道、自動車など様々な交通手段で訪れやすい商業空間を形成します。
- 方針3:「憩い」の場となる空間の確保
 - ・ 人々が集い、自然を身近に感じながら街なかで休憩できるよう、須崎川沿いの桜並木や親水広場など、「憩い」の場のある商業空間を形成します。
- 方針4:回遊が楽しくなる界隈性の再生
 - ・ かつて多くの飲食店等が集積していたまちの界隈性を再生し、そこで培ってきたライフスタイルがにじみ出る空間を形成することにより、回遊が楽しくなる商業空間を形成します。
- 方針5:海、食、歴史など大船渡の魅力に触れることができる観光商業地の形成
 - ・ 海が近くにあることを感じる「みなとまち」の良さを演出し、美味しい海産物が楽しめ、大船渡の歴史などの魅力に触れることができる、必ず立ち寄りたくなる観光商業地を形成します。

■川沿いのオープンカフェのイメージ
(京橋川の事例 広島県広島市)
※写真出典広島市 HP 広報ひろしま平成 24 年 4 月 1 日号)



■みなとまちの界隈性のイメージ
(湊八十三番地事例 静岡県沼津市)



7) 避難誘導方針

津波発生時の避難誘導方針を以下に示します。

(1) 避難の方針

●方針1:JR 大船渡線から山側に避難

- 津波復興拠点一帯の浸水想定区域では、原則として、浸水しない高さに嵩上げされるJR大船渡線から山側に避難します。

●方針2:一時避難場所の確保

- 津波からの逃げ遅れや、迅速に避難することが困難な災害時要援護者の安全性を確保するために、津波復興拠点区域内に、既往最大の津波に対して安全性を確保できる高さに、一時避難場所機能を配置します。
- 一時避難場所機能となる施設には、車いすやストレッチャーなどでの上階への避難が可能となる移動手段と、避難誘導に必要な情報収集・発信手段、備蓄倉庫、ライフライン機能など、災害時に必要な機能が維持できる設備を設置します。

●方針3:円滑に避難できる避難経路の整備

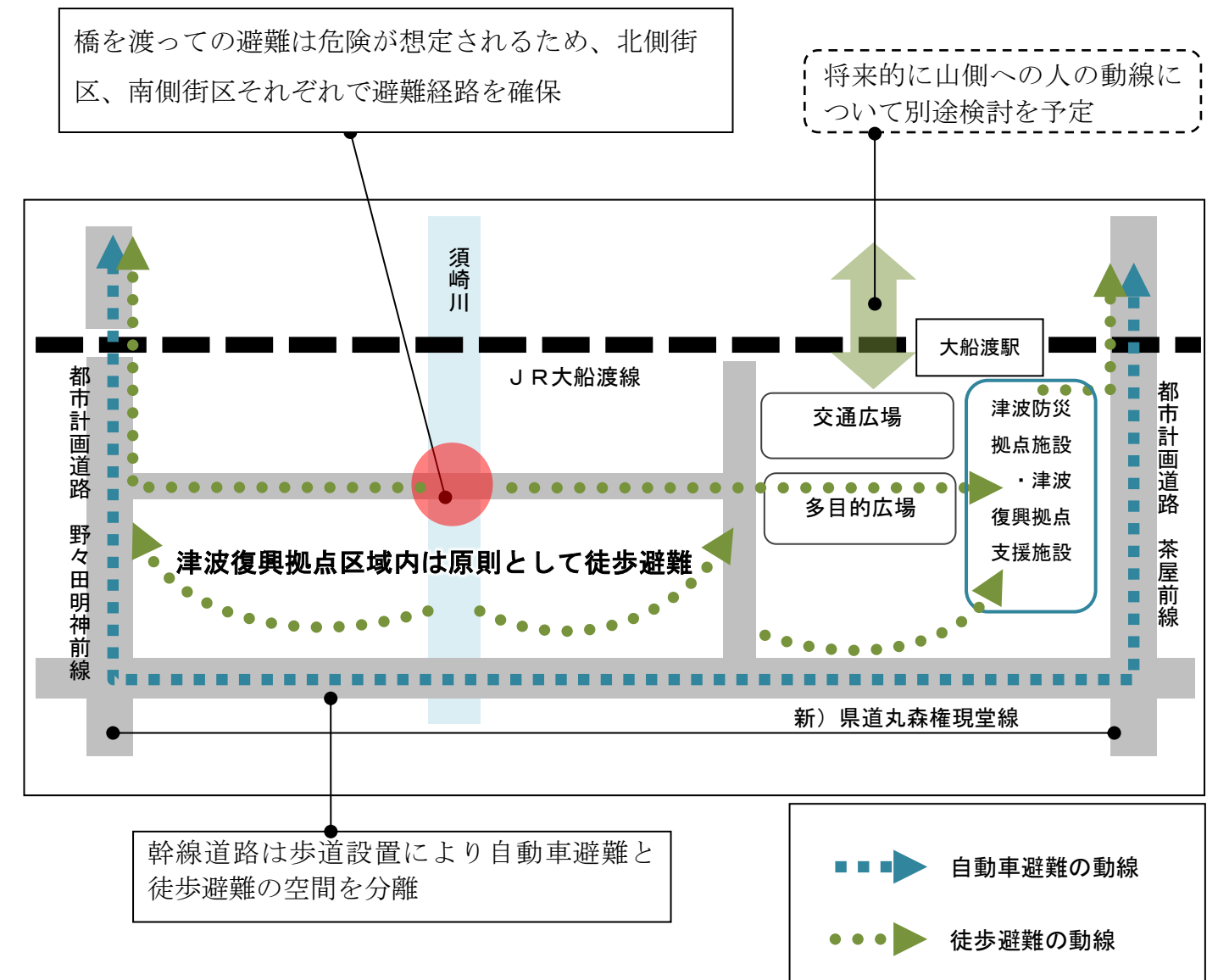
- 津波復興拠点区域内は徒歩避難を原則（※）とし、歩行者の目線で避難場所の位置や避難する方向が認識できるよう、避難誘導の案内や誘導板を整備します。
- 自動車避難が徒歩による避難者の円滑で安全な避難の妨げになることを防止するため、津波復興拠点区域内の歩行者の避難動線が、自動車が通行する道路と分離するように計画します。
- 須崎川を渡っての避難は危険が想定されるため、須崎川を挟んで北側街区と南側街区のそれぞれで、避難経路を確保します。
- 避難経路となる道路等の沿道は、歩行者の通行の支障となる落下、転倒危険物を置かないなど、避難経路の安全性を確保します。

●方針4:エリアマネジメント組織による避難計画

- エリアマネジメント組織で避難のシミュレーションや避難訓練を実施し、情報入手手段、避難場所や避難経路、避難手段の周知方法、避難誘導方法などの、津波復興拠点区域内の避難計画を策定します。

※ 国の中央防災会議防災対策推進検討会議津波避難対策検討ワーキンググループの報告（平成24年7月）では、津波発生時の避難は、徒歩避難を原則とすることとしています。

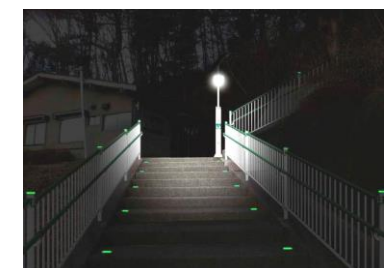
避難誘導方針の概念図



●分かりやすい避難誘導の工夫の例



避難距離を明示した例



ソーラーで夜間緑色に自発光する鎮を連続設置した例

8）景観形成方針

津波復興拠点の景観形成の方針を以下に示します。

●方針1:「みなとまち」の魅力の創造

- ・ 海や港湾を中心に栄えてきたまちの歴史をふまえ、「みなとまち」の魅力を伝える海とのつながりを意識したデザインの街並みを整備します。

●方針2:自然と共生した愛着ある街並みづくり

- ・ 海や後背の山並み、星の美しい空など恵まれた自然と調和する、地域住民が愛着を持てる美しい街並みを整備します。
- ・ 震災前に地域住民に親しまれていた須崎川を景観資源として位置づけ、震災前にあった桜並木を再生し、より川に親しむことのできる親水空間を整備します。

●方針3:個性際立つ街並みづくり

- ・ 観光資源となり交流の拡大に貢献する、個性の際立ったオンリーワンの大船渡の街並みを整備します。

参考：大船渡駅周辺地区まちづくりグランドデザインに示す景観形成方針

	海と山の景観形成の方針	景観資源・視対象（例）
JR 大船渡線から海側の市街地	・ JR 大船渡駅、津波復興拠点、須崎川沿いの桜並木、公園などを景観資源とし、水と緑と調和し、みなとまちとしての個性ある景観形成を図る。 ・ 風景を楽しみながら、まちを回遊することができる街並み形成を図る。 ・ 港湾施設や港湾緑地、景観配慮型防潮堤等による景観形成を図る。 ・ 夏まつりの花火や星空を見上げる場所を確保し、ビューポイントとして活用する。	・ 大船渡湾を取り囲む山並み、高台や対岸の夜景 ・ 日の出、空（星空、花火） ・ JR 大船渡駅、津波復興拠点 ・ 野々田埠頭の大型豪華客船 ・ 須崎川、須崎川沿いの桜並木、親水広場 ・ 公園、緑地、多目的広場 ・ 幹線道路沿いの植樹帯 ・ 景観に配慮した防潮堤 

9）運営・管理方針

津波復興拠点区域内の土地は、全て市有地となり、事業者等に貸し付けられることとなります。事業の仕組みと運営・管理組織の方針を以下に示します。

（1）津波復興拠点の事業方針

●方針1:まとまった規模での土地の貸付け

- ・ 津波復興拠点区域内の商業業務施設の設置に向けての土地の貸付けは、できる限り街区ごとのまとまった規模で貸し付けることとします。

●方針2:公平性を担保し、復興とまちづくりに資する貸付け条件の設定

- ・ 市有地の貸付けにあたっては、事業の透明性、公平性を確保するために公募とし、被災した事業者への再建支援や良好なまちづくりの推進の観点から、募集要項を検討します。

＜津波復興拠点の土地の貸付け条件として検討する事項＞

- 被災した中心市街地の早期営業再開のため、被災事業者を優先
- 大船渡駅周辺地区まちづくりグランドデザインや大船渡地区津波復興拠点整備事業基本計画に沿ったまちづくりの実施
- 土地の利用者等で構成される組織による主体的な運営への参画
- 被災事業者への貸付け条件の特例（地代の軽減等）等

●方針3:スピード重視の事業方針と着実な事業方針の併用

- ・ 先行整備区域は、被災事業者への再建用地を早期に提供し拠点全体の賑わいづくりをけん引する役割があることから、スピード重視で事業方針を検討します。
- ・ 津波復興拠点全体としては、中心市街地の継続的な発展を支える役割があることから、継続性を重視した着実な事業方針となるよう検討します。

●方針4:建築物の規制誘導

- ・ 津波復興拠点全体の調和を確保し、良好な街並みを形成するため、建築物の用途、配置、デザイン等を、市が調整することとします。

（2）運営・管理の方針

●方針1:エリアマネジメントによる運営の実施

- ・ 津波復興拠点では、大船渡市の中心市街地としての持続性、発展性を確保しつつ、復興計画に位置づけられたまちづくりの目標を実現していくための運営手法として、エリアマネジメントの手法を用いることとします。

●方針2:事業所主体の推進組織の設置

- ・ 地区の魅力を高めるための活動や市有地等の維持運営といった、ソフト、ハードの両面にわたるエリアマネジメントを推進していくため、地区内の関係事業者等まちの使い手の参画による推進組織を設置します。